

一般財団法人 青森県バスケットボール協会 基本規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人青森県バスケットボール協会(以下「本協会」という。)の組織及び運営に関する基本原則を定める。

- 2 本規程において「バスケットボール」とは、バスケットボール競技、3×3(スリー・エックス・スリー)競技、障がい者バスケットボール競技、その他関連競技を広義に指すものとする。

(遵守義務)

第2条 本協会の役員及び評議員は、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「JBA」という。)の定款、基本規程及び関連規程並びに本協会の定款、基本規程及びこれに付随する諸規程を遵守する義務を負う。

第2章 評議員

(評議員)

第3条 本協会に、6名以上25名以内の評議員を置く。

- 2 評議員は、本協会の役員及び裁定委員会、規律委員会の委員を兼ねることはできない。

(評議員候補者の推薦)

第4条 本協会に評議員候補者を推薦できる加盟団体等は次のとおりとする。

- (1) 地区協会(10名)
- (2) 協力団体(3名)
- (3) 各種連盟(4名)
- (4) トップリーグ(3名)
- 2 前項の加盟団体等は、評議員候補者を評議員改選年度の4月末日までに会長に推薦する。
- 3 加盟団体等が推薦する評議員候補者は、原則としてその組織の役員の職にある者とする。

(評議員の職務)

第5条 評議員は、評議員会を組織し、定款に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認められる事項について助言する。

(評議員の定年制)

第6条 評議員は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。なお、評議員が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、その評議員は任期が満了するまで在任する。

(評議員の解任)

第7条 評議員がつぎの一に該当するときは、評議員会の議決により解任することができる。ただし、この場合、評議員会で議決する前に、その評議員に弁明の機会をあたえなければならない。

- (1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第3章 評議員会

(評議員の議決権)

第8条 各評議員は、評議員会における一議決権を有する。

- 2 出席評議員が議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められない。

(評議員会への理事等の出席)

第9条 理事は、評議員会に出席して求めに応じて意見を述べることができる。

- 2 専門部会の部長は、評議員会に出席してその所管事項に関して報告し、また求めに応じて意見を述べるができる。

第4章 役員

(役員)

第10条 本協会に、6名以上25名以内の理事を置く。

- 2 本協会に、2名以上3名以内の監事を置く。
- 3 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を副専務理事、1名を事務局長とする。
- 4 前項の会長をもって当協会の代表とし、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会であらかじめ決定した順序に従い、その職務を代行する。
- 5 理事及び監事は、本協会の評議員を兼ねることはできない。
- 6 特定の理事とその3親等以内の親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事数の5分の1を超えてはならない。
- 7 内部理事(専門部会の部長)の合計数は、理事定員数の3分の1を超えてはならない。

(役員候補者の推薦)

第11条 本協会に役員候補者を推薦できる者は次のとおりとする。

- (1) 青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市の各地区協会
- (2) 社会人連盟、大学連盟、車いす連盟、知的障がい者連盟の各種連盟
- (3) 役員選定委員会
- 2 地区協会及び各種連盟は、理事候補者を各1名推薦する。
- 3 地区協会及び各種連盟は、理事候補者を役員改選年度の4月末日までに会長に推薦する。
- 4 地区協会及び各種連盟が推薦する理事候補者は、原則として会長等その組織の役員の職にある者とし、その就任時において満75歳未満とする。
- 5 役員選定委員会は、外部理事(学識経験者)、内部理事及び監事の役員候補者を、役員改選年度の4月末日までに会長に推薦する。
- 6 監事候補者は、加盟団体等及び外部有識者から選定し、推薦する。
- 7 専務理事は、外部理事(学識経験者)、内部理事及び監事に適する候補者を役員選定委員会に推薦することができる。

(役員の選任)

第12条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は、役員改選年度の定時評議員会までに選任する。
- 3 役員選定委員会は、会長、副会長、専務理事、副専務理事及び事務局長の候補者を理事の中から選定し、理事会に推薦する。
- 4 理事会は、役員選定委員会から推薦された理事の中から会長、副会長、専務理事、副専務理事及び事務局長を選任する。

(役員選定委員会)

第13条 役員選定委員会は、本協会の評議員の中から2名以内、学識経験理事の中から2名以内、専務理事1名の合計5名以内で構成する。

- 2 役員選定委員会は、外部理事(学識経験者8名以内)、内部理事(8名以内)、監事(3名以内)の各候補者を会長に推薦する。
- 3 役員選定委員会は、会長、副会長(3名以内)、専務理事、副専務理事(2名以内)及び事務局長の各候補者を理事会に推薦する。

(役員の任期と定年)

第14条 役員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。ただし、外部理事(学識経験者)、内部理事及び監事は、原則として継続して5期10年までとする。

- 2 外部理事(学識経験者)、内部理事及び監事は、その就任時において、満70歳未満でなくてはならない。ただし、評議員会において承認が得られた者はこの限りではない。

(役員の解任)

第15条 役員がつぎの一に該当するときは、評議員会の議決により解任することができる。ただし、この場合、評議員会で議決する前に、その役員に弁明の機会をあたえなければならない。

- (1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(特任理事)

第16条 本協会の運営を円滑に行うため、特別な任務を有する特任理事(以下「特任理事」という。)を若干名置くことができる。

- 2 特任理事は、常務会に諮り、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 特任理事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

(名誉会長、顧問及び参与)

第17条 本協会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、青森県のバスケットボール競技の普及、啓発に著しい功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の会長若しくは副会長であった者、学識経験者及び本協会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 4 参与は、本協会の正副専務理事であった者、学識経験者及び本協会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 5 名誉会長、顧問及び参与の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 理事会

(理事会の開催)

第18条 理事会は、原則として年度内に3回(5月、11月、3月)開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求された場合は、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

(理事会の定足数等)

- 第19条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。
- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。
 - 3 専門部会の部長は、理事会に出席してその所管事項に関して報告し、また求めに応じて意見を述べるができる。

(理事の議決権)

- 第20条 各理事は、理事会における一議決権を有する。
- 2 出席理事が議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められない。
 - 3 議長は、理事として議決に加わることは出来ない。
 - 4 理事会の決議が可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 地区協会

(地区協会)

- 第21条 地区協会とは、郡市町村におけるバスケットボール界を統括し、その普及振興を行い、本協会の主旨に賛同する団体であつて、定款及び本規程の定めるところに従い、本協会に加盟したものをいう。
- 2 地区協会は、公益財団法人青森県スポーツ協会に加盟する市町村スポーツ協会等加盟する団体でなければならない。

(地区協会の組織)

- 第22条 各地区協会に本協会の組織に準じ、次の機関を置く。
- (1) 議決機関
 - (2) 地区協会長その他の執行機関及び監査機関
 - (3) 専門部会
- 2 前項第1号に規定する議決機関における議決等の手続は、本協会の評議員会の議決等の手続に準じたものでなければならない。
 - 3 第1項第2号に規定する執行機関及び監査機関の職務は、本協会の理事及び監事の職務に準じたものでなければならない。
 - 4 第1項第2号に規定する執行機関は、本協会の理事会の議決等の手続に準じ、合議により執行すべき事項を決しなければならない。
 - 5 第1項第3号に規定する専門部会は、本協会に置く専門部会に準じたものでなければならない。

(評議員候補者の推薦)

- 第23条 地区協会は、第4条(評議員候補者の推薦)に定めるところにより、本協会の評議員を推薦できる。

(地区協会の予算及び決算)

- 第24条 地区協会は、予め定めた事業計画及び予算に基づいて事業を行わなければならない。
- 2 地区協会は、その会計年度の終了後2か月以内に事業報告書及び決算書を作成しなければならない。

(提出義務)

- 第25条 地区協会は、毎年、事業年度開始の1か月前から2か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を本協会に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 役員の名簿及び業務分担表
 - (4) 議決機関の議事録
- 2 地区協会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を本協会に提出しなければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 議決機関の議事録

(事業に対する補助金の交付)

- 第26条 本協会は、地区協会が本協会定款第4条に規定する目的に沿って行う事業に要する経費について、補助金を交付することができる。

(事業の実施)

- 第27条 この章に規定するもののほか、地区協会の事業の実施に必要な事項は、第22条第1項第1号に規定する議決機関の承認を経て、地区協会長が定める。

第7章 組織

(常務会)

- 第28条 常務会は、会長、副会長、専務理事、副専務理事、事務局長をもって構成する。
- 2 特任理事及び専門部会の部長は、常務会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。
 - 3 常務会は、会長が招集し、その議長となる。
 - 4 常務会は、次の事項を協議する。

- (1) 本協会の方針、目標、新規事業、予算方針、事業企画及び緊急案件に関する事項
- (2) 理事会へ提出する議案の作成に関する事項
- (3) 表彰等に関する事項
- (4) 懲罰に関する事項
- (5) その他理事会の議決を要しない運営に関する事項
- 5 常務会の協議事項について直後の理事会に報告し、必要な事項について理事会の承認を受けなければならない。

(専門部会)

第29条 本協会に次の専門部会を置く。

- (1) 総務財政部会
- (2) 広報部会
- (3) 競技運営部会
- (4) U-12部会
- (5) U-15部会
- (6) U-18部会
- (7) 普及育成部会
- (8) 指導者養成部会
- (9) 医科学部会
- (10) 審判部会
- (11) TO部会

(専門部会の組織及び部員)

第30条 各専門部会は、それぞれ部長及び若干名の部員をもって構成する。

- 2 各専門部会の部員は、本協会役員、地区協会役員のほか、本協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、専務理事が推薦し、会長が委嘱する。
- 3 部長は、専門部会毎に部員の互選により選出し、理事会の承認を得て、会長が任命する。
- 4 専門部会において決定した事項は常務会に報告し、必要な事項については理事会の承認を得なければならない。

(専門部員の任期)

第31条 各専門部会の部員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された部員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 部員はその任期満了後においても、後任者が就任するまでなおその職務を行わなければならない。

(専門部員の解任)

第32条 部員が次のいずれかに該当するときは、会長は、理事会において出席した理事の3分の2以上の同意を得て、当該部員を解任することができる。この場合においては、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他部員たるにふさわしくない行為が認められるとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(専門部会の招集)

第33条 専門部会は、それぞれの部長が招集し、議長となる。

- 2 専門部会を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項及びその内容を記載した書面又は電磁的方法によって、各部員に対し部会の会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。

(専門部会の業務)

第34条 各専門部会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 総務財政部会
 - ア フェアプレー精神、リスペクト精神の醸成に関すること
 - イ 競技会で発生した登録チーム、選手又は監督に関する懲罰事項に関すること
 - ウ バスケットボールに対する一般世評を悪化させる恐れのある事項の防止に関すること
 - エ バスケットボールの普及全般に関すること
 - オ 表彰に関わること
 - カ 各専門部との連携やどの部会にも属さない事項
 - キ 本協会の会費及び登録料の徴収に関すること
 - ク JBA及び東北バスケットボール協会の登録料の徴収に関すること
 - ケ 本協会の財務会計に関すること
- (2) 広報部会
 - ア 本協会のホームページの更新に関わること
 - イ 試合結果の報告に関わること
 - ウ 記録の保管・広報に関わること
- (3) 競技運営部会

- ア 競技会の要項作成、確認及び競技規則の運用に関する事
- イ 登録選手が所属するチームを対象とする指導及び交流会等の実施に関する事
- ウ 3×3競技の普及と啓蒙活動に関する事
- エ 障がい者バスケットボールの普及及び推進に関する事
- オ 競技会の運営に関する事
- (4) U-12部会
 - ア 12歳以下の選手のプレー環境整備に関する事
- (5) U-15部会
 - ア 15歳以下の選手のプレー環境整備に関する事
- (6) U-18部会
 - ア 18歳以下の選手のプレー環境整備に関する事
- (7) 普及育成部会
 - ア 競技技術の研究、指導及び普及に関する事
 - イ 技術講習会、研究会及び練習会等に関する事
 - ウ バスケットボールの指導要領に関する事
 - エ バスケットボールの年代別普及に関する事
- (8) 指導者養成部会
 - ア 指導者の育成に関する事
- (9) 医科学部会
 - ア 本協会の事業における医事活動に関する事
 - イ バスケットボールの傷害予防を目的とした啓蒙活動に関する事
 - ウ バスケットボールの競技に際しての帯同、初期診療活動に関する事
 - エ その他、委員会の目的を達成するために必要と認められる活動に関する事
- (10) 審判部会
 - ア 審判員の登録に関する事
 - イ 各競技会の審判員の割当に関する事
 - ウ 審判技術の向上に関する事
 - エ 審判員の研修に関する事
 - オ 審判員の育成に関する事
 - カ 競技規則の研究に関する事
 - キ 審判員の審判審査に関わる事
 - ク JBA公認A級審判員の育成並びに審判審査に関する事
- (11) TO部会
 - ア テーブルオフィシャルズの普及・育成に関わる事
- 2 専門部会の部長は、所管事項を実施する際に他の専門部会との連携が必要と認めるときは、事前に関連する専門部会の部長と協議のうえ業務を遂行する。

(専門部会規則の制定)

第35条 各専門部会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、規則を制定することができる。

(専門部長会)

第36条 専門部長会は、各専門部長をもって構成する。

- 2 専門部長会は、総務財政部長が招集し、その議長となる。
- 3 専門部長会は、次の事項を協議する。
 - (1) 各部会の方針、目標、事業計画、事業日程及び問題点等に関する事項
 - (2) 常務会提出議案の作成に関する事項
 - (3) 各部会間の事業、日程の調整に関する事項
- 4 専門部長会の協議事項については直後の常務会に報告し、必要な事項については理事会の承認を受けなければならない。

(地区協会理事長会)

第37条 地区協会理事長会は、各地区協会理事長をもって構成する。

- 2 地区協会理事長会は、専務理事が招集し、その議長となる。
- 3 地区協会理事長会は、次の事項を協議する。
 - (1) 各地区協会の現状に関する事項
 - (2) 本協会の現状に関する事項
 - (3) 本協会、地区協会間の情報交換
- 4 地区協会理事長会の協議事項については、直後の理事会に報告し、必要な事項については理事会の承認を受けなければならない。

(専門委員会)

第38条 本協会の業務遂行上必要があるときは、理事会の決議を経て、専門部会直結の組織として専門委員

会を置くことができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定める。

(独立委員会)

第39条 本協会の業務遂行上必要があるときは、理事会の決議を経て、次の各号の独立委員会を置くことができる。

- (1) 裁定委員会
(2) 規律委員会

- 2 独立委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定める。

(事務局)

第40条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は会長の命を受け事務を掌理し、事務局職員を指揮監督する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定める。

第8章 処務規程

(目的)

第41条 この規程は、会長の権限に属する事務の分掌を明確にし、協会事務を正確かつ能率的に遂行するため必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局の分掌事務)

第42条 事務局の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 定款その他規程の改廃に関すること
(2) 評議員会、理事会その他の会議に関すること
(3) 官公庁及び関係団体に対する申請、届出、報告に関すること
(4) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること
(5) 職員の退職手当及び公務災害補償に関すること
(6) 職員の教養、研修及び福利に関すること
(7) 文書及び物品の收受、査閲及び発送に関すること
(8) 文書の保存及び廃棄に関すること
(9) 公印の管守に関すること
(10) 事務所の管理に関すること
(11) 事業計画及び事業報告に関すること
(12) 予算及び決算の総合調整に関すること
(13) 借入金及び現金の取扱いに関すること
(14) 収入及び支出に関すること
(15) 事務局の物品等の購入及び保管に関すること
(16) 諸帳簿その他証拠書類の保存整備に関すること
(17) 財産管理の総括に関すること
(18) 契約の管理に関すること
(19) 登記に関すること
(20) その他管理運営に関すること

(会長の事務代決)

第43条 会長が不在のときは、専務理事がその事務を代決する。

- 2 専務理事が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
3 前2項の場合であっても、重要、異例又は疑義のある事項については、代決することはできない。
4 第1項及び第2項の規定により代決した事務で事後閲覧を要すると認められるものは、速やかに後閲を受けなければならない。

(専決事務)

第44条 会長及び専務理事が専決できる事務は、次の表のとおりとする。

	専 決 内 容	会 長	専務理事	事務局長代決
1	事務所の管理に関すること。	—	○	代決可
2	出張命令及び復命に関すること。	—	○	代決可
3	時間外、休日勤務の命令及び振り替え	—	○	代決可
4	有給休暇、夏季及び冬季休暇、特別休暇、病気休暇の付与に関すること。	—	○	代決可
5	職員の研修	—	○	代決可
6	物品の購入、支払に関すること	50万円超	50万円以下	代決可
7	委託の決定、契約に関すること	50万円超	50万円以下	代決可
8	予算流用に関すること。	50万円超	50万円以下	代決不可

(事務処理の原則)

第45条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

- 2 文書による事務の処理は、起案により決裁を受け、又は供覧をすることにより行う。
3 文書による事務の処理は、迅速かつ適正に行われなければならない。

(秘密保持の原則)

第46条 秘密文書は、特に注意を払って取り扱い、部外の者の目にふれる箇所に放置してはならない。

- 2 秘密文書の保管及び保存にあたっては、秘密の漏えいのおそれのないよう適切な方法をとらなければならない。

- 3 秘密文書を保管又は保存する必要がなくなったときは、裁断その他確実な方法により処理しなければならない。これを作成する場合に用いた原稿、資料等についても、また同様とする。

(文書の起案及び決裁)

第47条 文書の起案は、起案用紙を用いなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、軽易又は定例的な事務に係る起案については、帳票処理、余白処理などにより処理することができる。
- 3 文書による処理は決裁を受けて行うものとし、次の決裁区分を記入しなければならない。
 - A 会長の決裁又は供覧を要するもの
 - B 専務理事が専決できるもの又は供覧を要するもの
- 4 文書保存期間を該当欄に記載すること。

(文書の発信者名)

第48条 外部に発送する文書は、軽易な事項に関するものを除き、会長名をもってしなければならない。

(文書の編綴)

第49条 文書は、年度ごとに場別に分類して編綴し、管理しなければならない。

(文書の保存年限)

第50条 文書の保存年限は、完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算する。

- 2 文書の保存年限による類別は、次のとおりとする。

第1類 永年保存

- (1) 日本協会及び東北協会関係で重要なもの
- (2) 定款、規程その他例規の原議及び原本
- (3) 評議員会、理事会に関するもの
- (4) 職員の任免、賞罰、履歴に関する文書
- (5) 予算及び決算等重要な財務に関する文書
- (6) 長期の契約に関する文書
- (7) その他会長が永久保存の必要があると認める重要な文書

第2類 10年保存

- (1) 会計帳簿類、証票書類及び伝票
- (2) 業務の主要施策に関する文書
- (3) その他10年保存を必要とする文書

第3類 5年保存

- (1) 出納帳に関する文書で後日証拠として必要なもの
- (2) 軽易な会計補助簿及び証票
- (3) 業務上の基準となる文書
- (4) その他5年保存を必要とする文書

第4類 1年保存 前各類に属しない文書

第5類 保存を要しない文書

第9章 財務規程

(目的)

第51条 この規程は、本協会の経理業務のすべてについて定めるものとし、事務局、傘下団体等の財務及び会計に関し、収支の状況を把握し、事業の能率的運営を図る。

(資産管理)

第52条 現金、預金若しくは貯金の通帳又は証書は、鍵のかかる容器に保管しなければならない。

(会計年度)

第53条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第54条 本協会は、事務局に会計を置き、各種事業の収入及び支出は、当初予算書に基づいて行わなければならない。

(会計責任者)

第55条 事務局に会計責任者をおく。

- 2 会計責任者は、事務局長とする。
- 3 事務局職員を会計担当者とする。
- 4 専務理事は、すべての事業の会計に対し、会計が適正に行われるよう監督する。
- 5 会計責任者は、各種事業の会計に対して責任を負う。

(会計事務の決裁)

第56条 事務局の会計事務は、専務理事決裁とする。

(事業計画書及び収支予算書の作成)

第57条 事務局長及び各専門部会の部長は、当該会計年度の始まる2か月以前に事業計画書及び収支予算書を作成し、事務局に提出しなければならない。

- 2 事務局は、事務局及び各専門部会の事業計画書及び収支予算書を集約し、専務理事に提出しなければならない。
- 3 専務理事は、提出された事業計画書及び収支予算書を理事会に提出し、承認を受けなければならない。当該会計年度中に、事業計画書及び収支予算書を変更する必要がある場合も同様とする。
- 4 各専門部会の部長は、事業を実施する2週間前までに当該事業の事業計画書及び収支予算書を作成し、事務局に提出しなければならない。

(事業報告書及び収支決算書の作成)

第58条 事務局長及び各専門部会の部長は、当該会計年度終了後1か月以内に事業報告書及び収支決算書を作成し、事務局に提出しなければならない。

- 2 事務局は、事務局及び各専門部会の事業報告書及び収支決算書を集約し、専務理事に提出しな

ればならない。

- 3 専務理事は、提出された事業報告書及び収支決算書について、監事の監査を添えて、理事会及び評議員会に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 各専門部会の部長は、事業終了後2週間以内に当該事業の事業報告書及び収支決算書を作り、事務局に提出しなければならない。

(予算流用)

第59条 各項目の金額は、専務理事が予算執行上必要と認めた場合に限り、予算流用伺書を作成し、これを相互に流用することができる。

- 2 予算流用額が50万円を超えるときは、会長の決裁を受けなければならない。

(予備費の計上)

第60条 事務局会計において、予測しがたい支出予算の不足を補うため、支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

(予算の繰越)

第61条 事務局会計の予算残額は、その一部又は全部を翌年度に繰越して使用することができる。

(金銭の収納)

第62条 事務局の金銭収納は、入金的基础となるべき書類に基づいて作成された入金伝票によらなければならない。

- 2 収納した現金は、会長の指定する金融機関に預け入れするものとする。

(事務局会計の金銭支払い手続き)

第63条 金銭を支払うときは、請求書等の支払い基礎となるべき書類に基づいて、その事由、支出項目及び金額を記載した所定の支出伝票によって行われなければならない。

- 2 前項による一切の支払いに対し、相手方より適正な領収書を受け取らなければならない。ただし、領収書を受け取ることができない場合には、支払を証明する書類をもってこれに代えることができる。
- 3 銀行振込みの方法により支払を行う場合は、銀行の発行する支払いを証明する書類の受領をもって領収書に代えることができる。
- 4 領収書等の証拠書類提出に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定める。

(事務局会計の概算払及び前金払)

第64条 次の号に掲げる経費については、概算払又は前金払をすることができる。

- (1) 旅費、交通費(銀行振込や電子的決済等により事前に支払いができる場合を除く。)
- (2) 官公署に対して支払う経費
- (3) 負担金
- (4) 前金で支払いをしなければ契約しがたい買入れまたは借入れに要する経費
- (5) 前各号に掲げるものの小口払を要するもの

(事務局会計帳簿)

第65条 総ての取引に関する記帳整理は伝票によって行い、帳簿の記帳もまた伝票に基づき行うものとする。

- 2 帳簿の形式は、専務理事が定めるものとする。
- 3 会計簿及び証拠書類は次の区分により保存する。

(1) 決算諸表	永 年
(2) 総勘定元帳及び取引に関して作成された帳簿書類	10 年
(3) その他軽易な帳簿書類	5 年

第10章 競技会規程

(趣旨)

第66条 この規程は、青森県内において開催されるバスケットボール競技会(以下「競技会」という)の組織および運営に関する事項について定める。ただし、この規程に定めのない事項については、理事会において別に定める。

(定義)

第67条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主 催
自己の名義において試合、イベント等(以下「試合等」という)を開催すること
- (2) 共同主催(共催)
共同の名義において試合等を開催すること
- (3) 主 管
試合等の運営を委託を受けて実施すること
- (4) 後 援
他者の主催する試合等を支援すること(ただし、金銭その他の経済的援助はとみなわない)
- (5) 協 力
他者の主催する試合等に物品を供与し、または一定の許諾を与える等の方法により協力すること
- (6) 特別協賛(冠協賛)
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること
- (7) 協 賛
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること
- (8) 公 認
他者の主催する試合等または他者の製造、販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること
- (9) 推 薦
他者の製造、販売する用具、施設その他の物品等の存在を、バスケットボール界または本協会にとって良質または好ましいものとして認知すること

(主催権)

第68条 本協会は、青森県内において、JBAから主催権を委譲された競技会を主催する。

- 2 前項の場合、当該主催権を傘下の地区協会、協力団体、認定団体(以下「加盟団体等」という。)に委譲することができる。
- 3 青森県内において加盟団体等以外の第三者が競技会を開催しようとするときは、本協会に申請の上、承認を得なければならない。
- 4 主催権を委譲された者または主催を承認された者は、当該競技会に関する本協会の決定、指示に従わなければならない。

(主管の委託)

第69条 本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、加盟団体等に委託することができる。

- 2 本協会より主管を委託された者は、当該競技会の開催に関する収支責任を負うものとし、競技会終了後1か月以内に競技記録と収支決算書を本協会に提出しなければならない。
- 3 本協会より主管を委託された者は、当該競技会に関する本協会の決定、指示に従わなければならない。

(県内競技会的主催)

第70条 本協会は、次の各号の県内競技会を主催する。

- (1) 天皇杯、皇后杯全日本バスケットボール選手権大会青森県予選
- (2) 全日本社会人バスケットボール選手権大会青森県予選
- (3) 青森県高等学校バスケットボール選手権大会春季大会
- (4) 全国高等学校バスケットボール選手権大会(ウインターカップ)青森県予選
- (5) 青森県高等学校バスケットボール大会新人ブロック大会
- (6) 青森県高等学校バスケットボール大会新人決勝大会
- (7) 青森県中学校バスケットボール大会春季大会
- (8) 青森県中学校バスケットボール大会秋季大会
- (9) 全国U15バスケットボール選手権大会(ジュニアウインターカップ)青森県予選
- (10) 全国U15バスケットボール選手権大会(ジュニアウインターカップ)青森県U15クラブ予選
- (11) 青森県U14育成交流戦
- (12) 青森県ミニバスケットボール大会夏季大会
- (13) 全国ミニバスケットボール大会青森県予選
- (14) 青森県U12フレンドリーマッチ
- (15) 青森県バスケットボールリーグ(社会人・U18・U15・U12の各カテゴリー)
- (16) 3×3 日本選手権大会青森県予選
- (17) 3×3 U18 日本選手権大会青森県予選
- (18) その他JBAから移譲された競技会

- 2 本協会は、前項の競技会以外に、理事会において承認された競技会を主催することができる。

(県内における競技会の開催申請)

第71条 本協会の加盟団体等以外の第三者が、青森県内で完結する規模の競技会を開催する場合は、本協会に対し、開催日の属する月の前々月の末日までに、次の各号の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、承認を得なければならない。

- (1) 競技会開催の趣旨
- (2) 次の諸項目を含む競技会要項
 - ア 名称
 - イ 主催者とその住所地
 - ウ 主管者とその住所地
 - エ 後援の具体的方法
 - オ 会期および会場
 - カ 参加範囲
 - キ 参加資格
 - ク 競技の方法(勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など)
 - ケ 表彰方法(賞品およびその寄贈者なども含む)
 - コ 参加料
 - サ 経費区分
 - シ 入場料金(単価と発行枚数)
 - ス その他

(3) 競技会運営の組織とその責任者

(4) 予算書

- 2 本協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。
- 3 前2項に基づき既に承認を得た競技会の開催に関し、前項の添付書類中の記載事項に変更があった場合は、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

(開催承認の条件)

第72条 前条に規定する競技会開催の承認に際しては、次の各号の条件を満たさなければならない。ただし、本協会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) 参加チームは、全て本協会の加盟チームであること
- (2) 競技はJBA競技規則により行うこと
- (3) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること
- (4) 参加選手の傷害について考慮してあること
- (5) JBA及び本協会が定める競技会開催および運営に関する諸規程に従うこと
- (6) 審判への審判手当は本協会の指示に従うこと
- (7) 競技場内およびその周辺に発生したチームまたはその所属員に関する懲罰事項に関しては、本

協会の規律委員会が決定すること
(8) その他本協会が必要と認めた指示に従うこと
(青森県バスケットボール協会納付金)

第73条 本協会主催以外の県内で完結する規模の有料競技会を開催する場合、その主催者は、JBA理事会において別に定める基準に基づく納付金を、本協会に納付しなければならない。

- 2 本協会が主催、共同主催または後援する有料競技会においても、本協会以外の主催者または管理者は、原則として前項の所定額を本協会に納付しなければならない。

(主催・共同主催・後援)

第74条 自ら主催する競技会について、本協会に対し主催、共同主催または後援を依頼しようとする者は、本協会に対し、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第70条(県内における競技会の開催申請)第1項各号に定める事項を記載した書類を添付して申請し、承認を得なければならない。

- 2 前項により既に承認を得た競技会開催に関して、前項の添付書類の記載事項に変更が生じた場合は、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第11章 加盟及び登録

(加盟チーム)

第75条 加盟チームとは、JBAが制定した競技規則に基づくバスケットボールを行うチームであって、本章の定めるところにより本協会に加盟したものをいう。

(加盟登録)

第76条 本協会に加盟しようとするチームは、青森県内にその活動の本拠を有するものでなければならない。

- 2 本協会に加盟しようとするチームは、本協会に登録しなければならない。
- 3 登録の申請は、JBAの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録する方法により行うものとする。
- 4 本協会に加盟するチーム(以下「加盟チーム」という。)は、原則として毎年度5月31日までに、前項に規定する方法により、登録を行わなければならない。

(加盟チームの権利)

第77条 加盟チームは、本協会、JBA又は東北バスケットボール協会が主催する競技会(以下「公式競技会」という。)に参加することができる。

(加盟チーム等に対する制裁)

第78条 加盟チーム並びにこれに所属する登録選手が本規程の規定に違反したとき又は選手の名譽を傷つけた場合は、そのチーム又は選手に対し、戒告し、又は譴責し、若しくは加盟の地位を剥奪する或いは登録を抹消する等の制裁を加えることができる。

- 2 前項の制裁の手續及び効果については、別に定める。

(認定団体)

第79条 認定団体(JBA基本規程第90条第2項に規定するものをいう。以下同じ)の種別並びに登録の申請及び公式競技会への参加等については、別に定める。

(選手登録)

第80条 加盟チームは、その所属する選手について、本協会への登録を行わなければならない。

- 2 加盟チームは、登録していない選手を公式競技会に出場させてはならない。
- 3 加盟チームは、その所属する選手に異動が生じたときは、すみやかに本協会に届け出なければならない。

(重複登録の禁止)

第81条 選手は、2つ以上の加盟チームに同時に登録してはならない。ただし、バスケットボール加盟チームと3×3加盟チームに同時に登録することはできる。

(登録料)

第82条 本協会へ加盟しようとするチームは、区分に応じ別に定める額の登録料を納入しなければならない。

- 2 前項の登録料には、JBA基本規程第66条に基づき加盟チームがJBAに納付するものとされた加盟料の金額を含むものとする。
- 3 納入された登録料は、加盟の地位を剥奪され、若しくは選手がチームを脱退し、又は登録を抹消された場合であっても、これを返還しない。
- 4 本協会は、第2項に規定するJBAに納付するものとされた加盟料を、JBA基本規程第66条に基づき、JBAに納入するものとする。

第12章 審判員

(登録料)

第83条 本協会に所属する審判員及び審判インストラクターの登録料は別に定める。

(定年による引退)

第84条 JBA公認A級審判員は満50歳、JBA公認S級審判員は満55歳となった日の属する年度の最終日(3月31日)に定年により引退する。

(この規程に定めがない事項)

第85条 審判員及び審判インストラクターに関し、この規程に定めがない事項については、JBA審判及び審判指導者に関する規則の例による。

第13章 指導者

(指導者)

第86条 指導者に関する規程は、JBA公認コーチライセンス制度による。

第14章 表彰及び懲罰

(表彰)

第87条 本協会の目的達成のため、著しい功績のあった個人あるいは団体に対して、別に定める規程に基づいて表彰する。

(懲罰)

第88条 本協会に対して、不利益又は名誉を損なった個人あるいは団体に対し、別に定める規程に基づいて懲罰を科すことができる。

第15章 改正

(規程の改正)

第89条 この規程の改正は、理事会及び評議員会の決議を経て、これを行う。

- 2 第70条第1項に定める県内競技会の追加並びに廃止、及び競技会名の変更については、理事会の承認及び評議員会への報告を経て、これを行う。

第16章 補則

(細則)

第90条 理事会は、この規程を実施するための細則を定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会設立時における第3条に定める学識経験者は、青山栄明、三上秀哲、田中末蔵、藤田 稔、丸谷浩基、田中雅之、乳井伸樹、板橋 徹とする。
- 3 この規程は、平成30年6月10日 一部改正施行する。
- 4 この規程は、令和8年6月25日 一部改正施行する。(第2章、第3章、第5章、第8章、第9章、第10章追加。第4章、第6章、第7章、第11章改正)